

# 第7次浜中町行政改革大綱

## I はじめに

本町では、平成8年度から6次にわたり行政改革大綱を策定し、社会経済情勢の変化に対応した行財政改革の取り組みを推進し、住民サービスの維持向上や財政の健全化などに取り組んできたところですが、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、本町の財政状況は今後も更に厳しさを増すことが予測されます。

国においては、急速な少子高齢化の進展・人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。

本町においても、少子高齢化の進行や多様化する住民ニーズなど、本町を取り巻く社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、将来にわたり安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、これまで以上に住民と行政との協働のまちづくりを推し進め、より一層効率的で効果的な行政運営を推進していく必要があります。

このようなことから、将来を展望した行政改革を一層推進していくための指針となる「第7次行政改革大綱」を策定するものです。

## II 行政改革の基本的視点

### 1. 開かれた町政運営の推進

加速する地方分権の推進により、行政の役割と責任が増している中、機能的で効率的な組織・機構の確立が求められていることから、町民に信頼される開かれた町政運営を推進するため、行政の公正・公平性、透明性を一層高めるとともに、積極的な住民参加の推進を図り、町民が納得できる事務事業の執行と限られた人材で迅速に柔軟な対応できる組織機構の構築が必要であることから、職員の資質向上と意識改革を図り、複雑化・多様化する行政課題の解決に努めるとともに、町民に「わかりやすい、開かれた町政」を推進するため、常に説明責任を念頭に置きながら、情報公開と広報広聴制度の充実を図ります。

### 2. 町民との協働によるまちづくりの推進

「町民との協働によるまちづくり」を推進するため、全地区に組織された自治会等との連携を密にし、信頼関係を構築するとともに各分野における地域活動を支援します。

また、NPO（民間非営利団体）やボランティア組織等町民が主体の団体と行政とがさらなる連携強化を図り、自主的な住民活動と行政との協働や、環境、まちづくり、地域福祉、地域文化の創造等、生活に密着した幅広い分野で、パートナーシップを構築し、それぞれの役割分担・機能分担・費用分担などを明確にし、協力しながら行政課題の解決に当たっていきます。

### 3. 財政再建の推進

平成17年度に策定し、平成26年度をもって計画期間が終了となった「浜中町財政再建プラン」を継承しつつ、現状における財政再建をさらに推し進め、自主性・自立性の高い健全な財政運営を長期的な視点をもって推進します

## III 行政改革の計画期間

本大綱に基づく行政改革の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

## IV 行財政改革の推進事項

### 1. 事務事業の見直し

限られた財源と人員で、最大限に住民サービスを提供していくためには、事務事業の簡素合理化を図り、効率的な行政運営を行う必要があります。事務事業を見直し、行政の関与の必要性や効果等を十分に検討して、実施すべき施策の選択や重点化等も必要不可欠です。

## (1) 事務事業の再編・整理、合理化

事務事業の再編・整理、合理化については、今後とも効果の薄れたもの、不必要と判断されるものは、統廃合や転換を行うなど絶えず見直しを行い、住民の生活に必要な効果的な事業の実施に努めます。

### ① 既存事業の見直し

ア 全ての事務事業を行政が担う必要性の有無、実施主体のあり方について事務事業の内容及び性質に応じて仕分けし検討する。

- ・行政・地域・住民のうち、どこで担うことが望ましいか
- ・地域、住民や受益者の負担は適正か
- ・地域、住民の連携によって解決できる問題はないか

イ 全ての事務事業を吟味し、今後の事務事業の方向性を考える。

- ・事業の当初目的は達成されていないか
- ・住民ニーズを的確に捉えているか
- ・過剰な行政サービスになっていないか
- ・民間等によって提供されているサービスではないか
- ・受益者負担は適正であるか

ウ 複数の課に存在する類似事業の統廃合

### ② 新規事業の取り組み

ア 目的、内容の精査、明確化

イ 行政の担当すべき仕事かどうかの検証

ウ 期待できる事業効果

エ 執行体制が確保されていること(人員、補助等事業経費の確保見込み)

### ③ 経常経費削減の徹底

経常経費の削減については、第6次浜中町行政改革大綱を継承し、予算の編成に当っては常にゼロベースから見直す基本姿勢に立ち、さらなる抑制に努め、効果的な行政運営を図ります。

### ④ 経常業務の合理化を促進

I C T (情報通信技術) の活用等による事務の効率化・高度化・質的向上、申請手続きの電子化等による窓口事務の一層の利便性とサービスの向上を図るとともに、業務の合理化を進めます。

## (2) 民間委託の推進と指定管理者制度の活用

行政運営の効率化、住民サービス向上の視点に立ち、その効果が最大限に発揮されるよう、経済効果等を評価しながら、行政責任の確保、住民サービスの維持向上等を図るものとします。

委託した事務事業については、対象事業、選定基準、事業効果、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じることとし、民間委託等の実施状況についても、委託先、委託理由の公表等について検討していくものとします。

また、本町の指定管理者制度を活用しての施設の管理運営は、現在、霧多布湿原センターの管理・運営のみとなっておりますが、今後、住民サービスの向上、施設管理の経費の削減などを考慮しながら、その導入を検討していくものとします。

### (3) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が将来にわたって公共の福祉を推進していくためには、様々な環境の変化に適切に対応し、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

このような状況の中、浜中町においても総務省通知（平成16年4月地方公営企業の経営の総点検）による、「中期経営計画」や「情報の開示」などに積極的に取り組むとともに、事業の一層の自立性の強化と経営の安定化を図っていくものとします。

### (4) 地域協働の推進

まちづくりには、町民一人ひとりの協力や参加が不可欠なものとなっており、行政が地域の課題やニーズに対応するためには、簡素で効率的な行政の実現と、地域における住民や民間団体等の多様な主体による公共的サービスの取り組みが重要であります。多様な主体による公共的サービスの取り組みに積極的な支援をしていくとともに、このような地域協働を官民連携して推進していくため、職員の意識改革を図り、ボランティアなどの地域活動に参加しやすい職場環境づくりを積極的に推進するものとします。

#### ① 協働のまちづくりのシステムづくり

地域を構成する町民、各種団体、事業者等と行政とが相互の役割と責任を認識し連携を図り、それぞれが持つ特性を効果的に活用できる体制等の整備を進めます。

#### ② 町民参加の推進

協働のまちづくりの実現には、町民の理解と協力が必要であることから、町民の意識改革や発想の転換を促すとともに、町民と行政とが意見を交える機会を定期的に設け、互いの持っている情報を共有し、日頃から行政と町民が連携を密にし、行政運営における「計画・実行・評価・改善」のあらゆる段階において、町民が参加できる環境の整備を進めます。

#### ③ 町民分権の推進

行政・地域コミュニティ活動組織、自治会活動組織、NPO法人、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担のもとに協働のまちづくりを推進するため、町から町民への「町民分権」を推進し住民自治の推進に努めます。

### (5) 出先機関等の検証

浜中支所、茶内支所については、引き続き機能や必要性などを検証し、そのあり方について見直しを図ります。特に浜中支所については、住民票等の電子申請の導

入やその導入費用についても検証し、住民の利便性の確保と費用関係を検証しながら郵便局等への委託も視野に入れ、そのあり方について検討します。

また、児童数の減少が進み小学校の統合もされていることから、保育所につきましては、浜中町保育所運営協議会からの提言を踏まえ、適正配置を含め継続的に検討します。

## (6) 空校舎等の利活用

児童数の減少による小学校の統合により空校舎等が増加しているため、その再利用については、地方移住の取り組みや財政の負担とならないよう災害時の避難施設等、真に住民のためになる活用を検討します。

## (7) 住民福祉への対応

急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、今後もバス路線の維持対策を積極的に進めていきます。

また、災害時における要援護者の避難対策についても、地域一丸となって検討してまいります。

## 2. 定員管理及び給与制度の見直し

### (1) 定員の適正化

人事管理に当たっては、新たな行政ニーズに対しても原則としてスクラップ&ビルドの徹底を基本とし、更に事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、ICT活用等の積極的な推進により事務効率を高め、業務量に応じた適正な人員配置を行い、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員管理を推進します。

### (2) 人事制度及び給与制度の見直し

職員の定員管理計画の見直しについては、人件費の増加を抑制するため、必要最低限の職員数を確保する計画といたします。

また、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と、資質の改善に寄与するものとなるよう、給与制度と一体性のある新たな人事管理システムの確立を図ります。

## 3. 人材育成の推進

### (1) 人材の育成

多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努め、地方自治の新時代を担い得る住民の立場に立った適切な人材の育成のための施策を実施します。

- ① 複雑化・多様化する行政ニーズに即応し、時代の潮流に的確に対応できる人材を育成するため、道職員との合同研修などの計画的研修と実務研修及び自己啓発

等を適切に組み合わせ、総合的な人材の育成を推進します。

- ② 職員の意識改革、幅広い見識の育成を目的に各種研修会の充実に努め、又、職員の持つ能力を最大限に発揮できる適材適所の人事配置に努め、職員の職務意欲と能力発揮を醸成し、適切な人事管理を進めます。
- ③ 町政全般にわたる事務改善、職場活性化、事業興しなどの職員提案制度を確立し、職員の意欲、資質の向上を図ります。
- ④ 男女の雇用機会均等を推進し、能力・実績に基づく人材の登用を図ります。

## (2) 多様な人材の確保

地方分権の推進、男女共同参画型社会の推進等、社会経済情勢の変化に的確に対応する行政運営が求められることから、能力ある多様な人材を確保するため、競争試験制度を堅持しつつ、新規学卒者だけではなく、就業経験者等の採用も積極的に行うものとします。

- ① 就業経験者等多様な人材の確保
- ② 退職した職員の職務に関する経験や知識を効果的・効率的に活用するための再任用制度の運用

## (3) マネジメント機能の発揮

民間企業の経営感覚を持ち、スピード・コスト・成果を重視し、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組み、全庁的な行政改革意識の浸透を図るなど、職員の意識改革に取り組みます。

## 4. 電子自治体の推進

電子自治体（※注1）に係る、業務・システム全体を最適化するために、情報通信技術（ICT）（※注2）を活用した業務改革に継続的に取り組みます。

システムの運用管理については、北海道自治体情報システム協議会及び北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）とのさらなる連携を図りながら、計画的に事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図ります。

また、既に導入されている住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組むとともに、「浜中町情報セキュリティポリシー」（平成15年8月策定）に基づき、情報セキュリティの確保にも努めていきます。

（※注1） 電子自治体：インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と、事務事業の見直しによる行政の簡素・効率化を目的に、自治体が情報化を推進することです。行政手続きのオンライン化、電子入札等。

（※注2） ICT：情報通信技術を表す言葉、日本ではITが同義で使われているが、ITにC（コミュニケーション）を加えたICTの方が国際的に定着している。

## 5. 自主性・自立性の高い財政運営の確保

### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

町税をはじめとする一般財源収入が伸び悩む厳しい状況の中で、限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等を十分に検討した上での事業の実施が必要となります。そのためには、何をすべきか、そして無駄な経費はないかなど、事務事業の見直しを行い健全な財政運営の確保に努めます。

#### ① 自主財源の確保の取り組み

浜中町町税等収納対策委員会において、滞納者対策などを効果的に推進するほか、浜中町町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例や釧路・根室広域地方税滞納整理機構の活用により徴収率の向上に努めます。

#### ② 税外収入の確保

公有地や未利用町有地の売却、受益者負担の適正化等その他の財源確保についても積極的に取り組んでいきます。

なお、浜中町債権管理条例に基づき、町の債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、町民負担の公平性及び財政の健全性を確保します。

### (2) 補助金の整理合理化

補助金については、今後も行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査するとともに、要綱等による交付目的の明確化、交付基準のさらなる適正化を図り、補助金の固定化及び既得権化を抑制します。

① 所期の目的を達成したものや、必要性の低下したものなどについて、廃止、縮減、統合、終期の明確化等の整理合理化を行います。

② 補助金の効果的活用を図るため、新規の補助金については、原則としてサンセット方式を導入し適正な補助金執行を図ります。

サンセット方式：一定の期間または定期的に対象事業の見直しを行い、継続の必要性が確認されない限り、その補助金等を廃止すること。

### (3) 投資的経費の見直し

公共事業などの投資的経費については、事業効果に配慮し、事業内容の精査、事業費の圧縮、実施時期、PFIを含めた民間活力利用など事業手法の検討を行います。

### (4) 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、今後とも効率化及びコストの縮減を図るとともに、入札、契約について、情報公開をはじめとする適正化に資する取り組みを進めます。

## (5) 公共施設の設置及び管理運営

既存の公共施設については、より快適な環境を町民に提供できるよう計画的な維持管理に努めるとともに、施設の効率化を図る観点から施設に対する需要の分析等を行い施設の適正管理に努めます。

また、公共施設等の建設にあたっては、既存施設の有効活用を推進するとともに、当該施設の機能・役割、運営方法、利用見込、維持管理経費等を多角的に検討し、他の施設との機能・役割分担を明確にし、重複を避けるよう適切な対応を図っていきます。

また、現在直営で管理運営をしているものを含め、全ての公共施設について、指定管理者制度の活用等、管理のあり方等について検証を行います。

## 6. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

少子・高齢化、環境問題への対応、地方分権の推進等による新たな行政課題や、多様な住民ニーズに 대응していくためには、より横断的で機動性に富んだ柔軟な組織機構を構築していく必要があります。

また、厳しい財政状況下で職員の増員は難しいことから、限られた人員で住民ニーズに 대응していくためには、職員個々の職務と職責が明確化され、意思形成過程が住民にわかりやすい簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、次の点に留意しながら常に見直しを図っていくものとします。

### (1) 効率的な行政システムの構築

政策・施策・事務・事業について、PDCAサイクルにより正当性、妥当性の検証を行うことにより、事務事業等の増減や再編・統合などを実施し、それにあわせて組織編制の更なる見直しを検討します。

### (2) 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

災害発生時や選挙事務、統計調査あるいはイベント開催など、一時的に人員を投入することが必要な場合に、柔軟に対応できる横断的かつ機動性に富んだ組織体制を構築します。

### (3) 職員の業務執行能力の向上

地方分権社会の進展や複雑化・多様化する住民ニーズに対応するため、行政に求められる業務は増加していることから、職員の政策形成能力や自治能力の向上に努めます。

また、組織の横断的な総合調整機能や戦略的な政策決定機能を更に強化し、新たな課題に的確かつ機敏に対応するため、引き続き組織機構の見直しを図ります。

## 7. 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進にあたっては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や住民参加の拡充がより一層求められています。

開かれた町政を実現し、町政に対する住民の信頼をより確保するため、町政運営に関する情報公開を推進することにより説明責任を果たし、公正で透明な行政運営の向上に努めます。

### (1) 積極的な情報の開示による町民との情報の共有化

広報誌と併せ、ホームページや防災行政無線など情報発信手段を有効活用しながら住民サービスの充実、向上に努めます。

また、開かれた町政を推進するため、浜中町情報公開条例に基づき、町民の町政参加を推進するとともに、町政に対する町民の理解と信頼の確保を図ります。

### (2) 町民参画のための環境づくり

町民が参画しやすい環境をつくるため、町民に情報を積極的に提供し、行政の透明性を向上させるとともに、広聴活動の充実やパブリックコメントの制度化を図りながら、行政運営の説明責任を明らかにすることにより、町民が行政活動を評価できる仕組み作りを推進します。

## 8. 災害に強いまちづくりの推進

自然災害に対しては、いつ襲われるかも知れないことを常に念頭に置き、危機管理体制を確立して被害をいかに最小限に食い止めるかという、減災の視点から被災しても人命が失われないことを最優先し、「いかに早く逃げるか」を前提とした地域づくりを基本に、防災避難訓練等のソフト事業から、統合後の空校舎の避難施設への転用などのハード事業の両面から災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。